

議 事 日 程

平成 28 年 第 4 回 定 例 会
4 月 28 日 (木) 午後 3 時 30 分
五所川原市中央公民館 2 階 第 3 会議室

- 第 1 開会
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 前回会議録の承認 (第 3 回定例会)
- 第 5 教育長の報告
- 第 6 付議案件の確認
- 第 7 協議事項
 - 1 金木高等学校市浦分校の運営について
- 第 8 報告事項
 - 1 旧喜良市小学校の財産の引継ぎについて
 - 2 強風 (4 月 17 日) による被害について
- 第 9 その他

※ 次回定例会開催予定日 平成 28 年 5 月 26 日 (木) 午後 1 時 30 分
五所川原市金木庁舎 4 階 第 1 会議室

平成 2 8 年

五所川原市教育委員会
第 4 回 定 例 会

五所川原市教育委員会

目 次

協議事項

- 1 金木高等学校市浦分校の運営について P 1

報告事項

- 1 旧喜良市小学校の財産の引継ぎについて P 2
- 2 強風（4月17日）による被害について P 3

その他

- 1 学校評議員について P 5
- 2 十三湊発掘調査室廃止後の業務状況について P 7
- 3 五月女菴遺跡について P 7
- 4 市浦地区通学支援バス十三公民館跡待合所について P 8

金木高等学校市浦分校の運営について

平成29年度募集停止に伴う整理事項

平成28年3月22日（火）、金木高等学校を会場に、青森県教育委員会高等学校教育改革推進室（高井総括主幹、會田主事）が主催する、金木高等学校市浦分校（校長、教頭）及び教育総務課（福山課長補佐、丁子谷学務係長）の三者による事務担当者打合せ（第1回）が行われ、次の整理事項について、市教育委員会としての方針をまとめてほしいとの依頼があったことから、第4回定例会において協議をお願いするものです。

《 生徒の対応について 》

（基本的には校長権限であるが、最終的に閉校期日に関わってくるため、五所川原市教育委員会との合意形成が必要であると考えられる。三者打合せにおける意見交換の内容は以下のとおり。）

	整理事項	整理案	
		学校（校長）案	市教育委員会案
1	平成28年度に第1学年への転入・編入・再入学・復学（以下、「転入等」という。）を希望する生徒がいる場合の対応	第1学年に在籍する生徒がいれば転入等は受け入れる。 いない場合は受入れない。	許可する。 いない場合は、基本的に校長の考えを尊重するが、その時期によっては受入れについて協議する。
2	平成29年度に第1学年への転入等を希望する生徒がいる場合の対応	第1学年への転入等は受け入れない。	許可しない。
3	平成29年度に第2学年、第3学年への転入等を希望する生徒がいる場合の対応	第2学年は在籍する生徒がいれば随時受け入れる。 第3学年は平成29年3月に1回のみ転入等の試験を実施し受け入れる。	許可する。
4	休学・原級留置等により、閉校までに卒業することができない生徒がいる場合の対応	他の定時制、通信制高校へ転学してもらう。	転校等の措置が必要であると考える。

強風（4月17日）による被害について

強風の概要

4月17日に低気圧が急速に発達しながら日本海を北東に進んだため、同日夜から翌18日朝にかけて低気圧に向かって南よりの強風が吹き、五所川原市では、住居等の一部に損壊が発生したほか、鉄道の運休など交通機関にも影響がありました。

五所川原気象観測所 最大瞬間風速 29.7 m
 (観測日時/17日 21時20分、風向/南西)

教育委員会施設の主な被害状況

◎学校施設（教育総務課）

(教育委員会による被害覚知順による表示)

場 所	被害内容及び 対応状況	状 況 写 真
いずみ小	①校舎中央部屋根の剥離 ⇒業者に修繕依頼済み ②倒木（幹折れ） ⇒業者により対応済み	
南小	①野球防球ネット（支柱2本）が傾く ⇒業者に修繕依頼済み ②プレハブ小屋の破損（扉脱落等） ⇒買替について見積中	
三好小	①野球防球ネットの倒壊 ⇒業者により倒壊部分撤去済み ②プール小屋屋根の剥離 ⇒業者に修繕依頼済み	
旧嘉瀬小	①木が傾いて電話線に引っかかっている（根本から） ⇒業者により対応済み	

<p>五二中</p>	<p>①南校舎(使用していない) 屋根の一部が剥離 ⇒業者による見積中</p>	
<p>五所川原小</p>	<p>①体育館外壁の剥がれ ②体育館屋根笠木の脱落 ③渡り廊下外壁に穴 ⇒ともに業者による見積り中(翌週以降に修繕依頼)</p>	
<p>金木小</p>	<p>①倒木(幹折れ) ⇒業者により対応済み</p>	

◎文化財(文化スポーツ課)

(教育委員会による被害覚知順による表示)

場所	被害内容及び対応状況	状況写真
<p>旧平山家住宅</p>	<p>①木塀の一部損壊 ②東屋屋根の一部損壊 ⇒文化スポーツ課にて仮復旧済み</p>	
<p>阿部家住宅</p>	<p>①住宅屋根の剥離 ②木塀の一部損壊 ⇒所有者による修繕</p>	

学校評議員について

1. 制度

平成12年1月の学校教育法施行規則の改正（平成12年4月1日施行）により、地域住民の学校運営への参画を推進する制度として学校評議員を導入している。

2. 設置根拠（市の規定）

五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

～ 抜 粋 ～

（学校評議員）

第25条 学校に、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

五所川原市立学校評議員取扱要項

（趣旨）

第1条 この要項は、五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第25条に規定する学校評議員（以下「評議員」という。）の委嘱等について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 五所川原市立学校（以下「学校」という。）に置く評議員は、1校につき3人以内とする。

（委嘱）

第3条 評議員は、次の各号に掲げる者の中から、校長の推薦により、五所川原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 当該学校に在学する児童生徒の保護者等
- (2) 当該学校の通学区域内にある関係機関に所属する者
- (3) 当該学校の通学区域内にある青少年団体等に所属する者
- (4) その他教育に関する理解及び識見を有する者

2 校長は前項の推薦を行うときは、推薦書（様式1）により、本人の承諾書（様式2）を添えてしなければならない。

3 評議員の委嘱は、委嘱状（様式3）を交付して行う。

4 前三項のほか、評議員の委嘱について必要な事項は、別に定める。

（委嘱期間）

第4条 評議員の委嘱期間は、1年以内とする。

2 委嘱期間は、2年を限度として更新することができる。

3 教育委員会は、特別な事情があるときは、委嘱期間中においても、校長の意見を聞いて、評議員の委嘱を解くことができる。

（職務）

第5条 評議員は、次の各号に掲げることに関し、校長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

- (1) 当該学校の教育目標、教育計画に関すること。
- (2) 教育活動の実施に関すること。
- (3) 学校と地域の連携の進め方に関すること。
- (4) その他当該学校の学校運営に関すること。

（服務）

第6条 評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 評議員は、公正にその職務を遂行しなければならない。

（委任事項）

第7条 校長は、この要項に関し、必要な事項を定めることができる。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

3. 任命者（委嘱者）

五所川原市教育委員会（学校設置者）

4. 選考方法と委嘱期間等

「五所川原市立学校評議員取扱要項」第3条の各号に掲げる者の中から、校長の推薦により、五所川原市教育委員会が委嘱する。委嘱期間は1年以内（2年を限度として更新できる）。無報酬。

5. 役割と期待される効果

学校評議員は、学校や地域の実情に応じて、学校運営に関し、

（1）保護者や地域住民等の意向を把握し反映すること

（2）保護者や地域住民等の協力を得ること

（3）学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たしていくことができるようにするものです。

これにより、校長が、学校運営に当たり、学校の教育目標・計画や地域との連携の進め方などに関し、保護者や地域住民の意見を聞くとともに、その理解や協力を得て、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくことが期待されます。

※ 職務に関する具体的内容は「五所川原市立学校評議員取扱要項」第5条を参照。

6. 設置及び開催の状況

学校名	評議員 の人数	評議員の職業等	開催頻度
南小	3人	町内会長 2人 PTA関係	年2回は開催
三好小	3人	民生委員 PTA関係 2人	年2回は開催
東峰小	3人	PTA関係 2人 認定こども園	(今年度から設置)
いずみ小	3人	認定こども園 PTA関係 主任児童民生委員	年2回開催
市浦小	2人	芸能保存会 地区審議会・交通安全母の会	年2回は開催
五一中	2人	PTA関係 2人	年3回(学期ごと)
五二中	2人	PTA関係 2人	年3回(学期ごと)
五四中	1人	PTA関係	年3回(学期ごと)
金木中	2人	PTA関係 かなぎ元気倶楽部	(今年度から設置)
市浦中	2人	PTA関係 2人	(今年度から設置)

※ 東峰小、金木中、市浦中は平成28年度から学校評議員制度を採用。

※ 小学校は11校のうち5校で、中学校は6校のうち5校で学校評議員制度を採用。

※ 学校評議員制度を採用していない学校については、PTA組織など他の方法によって対応を図っている。

十三湊発掘調査室廃止後の業務状況について

平成 27 年度当初での十三湊発掘調査室の廃止については、従来の十三湊発掘調査室での組織・業務体制では、文化財保護行政が市浦地区と五所川原・金木地区という 2 つに分離されており、それぞれ相互間での連絡調整がうまく取れず、また人員の相互利用という面でも阻害があったことから、その解消のため、文化財保護係に統合した経緯があります。

現在は、文化財保護係において五所川原市全域の埋蔵文化財保護行政を担当しており、十三湊発掘調査室で実施していた事務も含んだ形となっています。

平成 27 年度の埋蔵文化財に関する事業実績としては、保護活動として市浦地区の五月女菴遺跡の土地公有化と看板の設置。調査事業としては、同遺跡の報告書刊行に向けての整理作業。公開活動としては、同遺跡出土遺物の展示会等を実施しており、現状では、十三湊発掘調査室で実施していた業務が主体を占めています。

また、旧来の十三湊発掘調査室長の任は、現在は課長が担っているほか、職員に関しては、従来専門員が 1 名から 3 名に増員となっていることから、より手厚い保護・調査・公開活動ができると考えています。

五月女菴遺跡について

五月女菴遺跡は、平成 26 年 1 月 4 日に開催された教育委員会臨時会において、その考古学的価値の重要性から保存が決定され、平成 26 年度には境界確定作業を実施し、平成 27 年度には土地の公有化、誘導看板及び案内看板の設置を実施しました。遺跡地内は、赤土を覆うことにより砂地である遺跡の地形改変を防いでいますが、今後はどのように保護・公開していくか関係機関と協議・検討していきたいと考えています。

市浦地区通学支援バス十三公民館跡待合所について

1 設置の理由

平成27年度に市浦地区通学支援バスのバス停に使用していた十三公民館が、老朽化により取り壊されたことに伴い設置した。年度途中でのバス停の変更に、児童及び生徒が円滑に対応し、学校生活に支障を来たすことがないことを第一に考慮し、市浦総合支所より十三公民館の代替として、近所のB&G艇庫前駐車場を一時的に借用し、十三公民館取壊工事終了後は公民館跡地を使用できることを確認したのち、当該地区の児童及び生徒数から今後も当該地区がバス通学を必要とすると判断しスーパーハウスの購入を決定した。

2 設置の経過

平成27年8月下旬 B&G艇庫前駐車場へスーパーハウスを設置

9月1日 B&G艇庫前駐車場を待合所に変更

12月下旬 十三公民館取壊工事竣工

平成28年3月下旬 十三公民館跡地へスーパーハウスを移動

4月6日 十三公民館跡地を待合所に変更

3 施設の詳細

(1) 品名

スーパーハウス31S

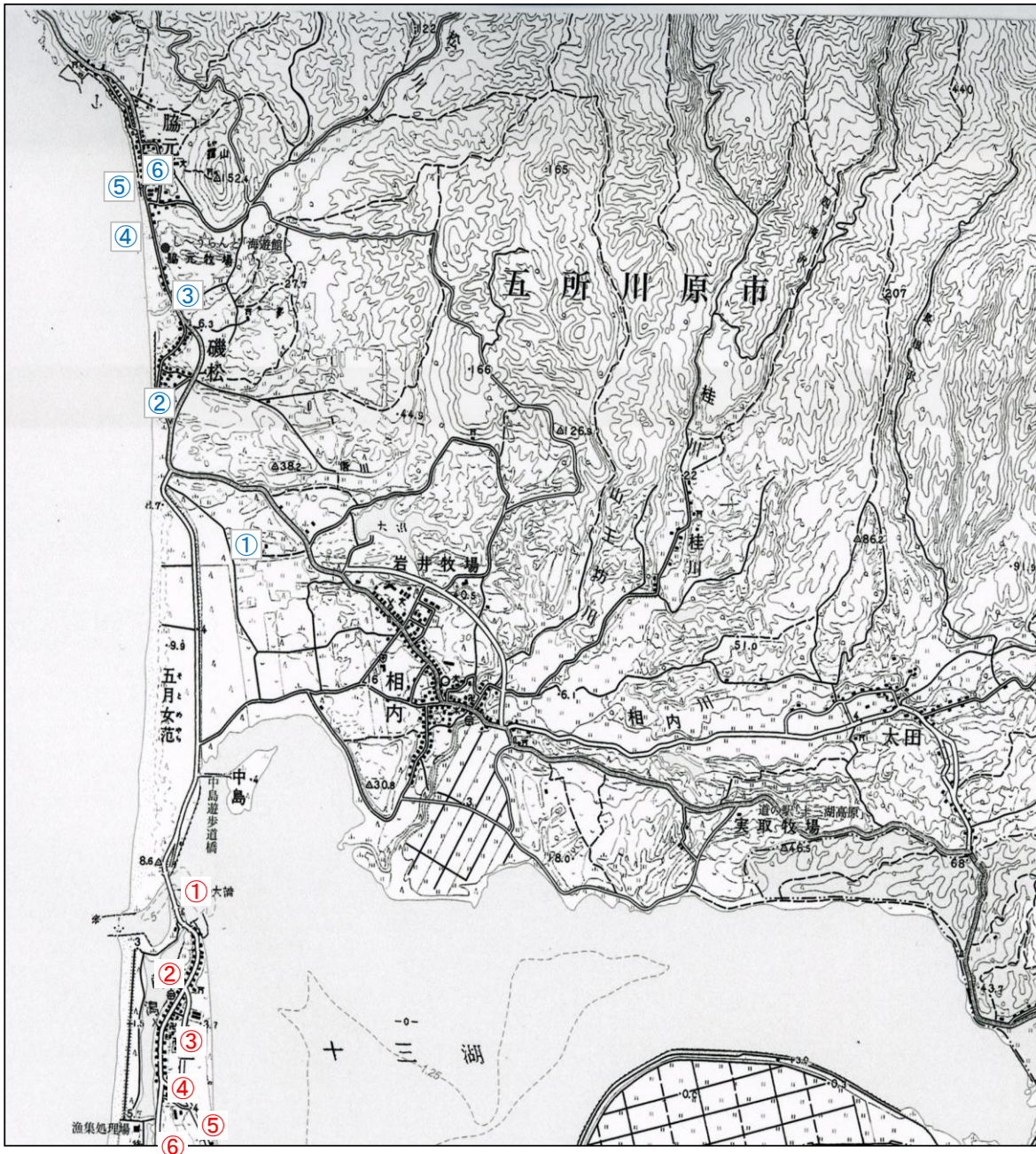
(2) 契約額

581,040円

(3) 契約相手

株式会社 ほくとう

市浦地区通学支援バス待合所位置図



1 十三方面

番号	停留所名	施設の有無	利用人数(人)		
			小学校計	中学校計	計
①	琴湖園付近		1	1	2
②	十三北待合所	有	9	5	14
③	十三公民館跡地	有	8	3	11
④	十三南待合所	有	16	4	20
⑤	白川友和宅付近		1	5	6
⑥	中島製材所前			1	1
合計			35	19	54

2 脇元方面

番号	停留所名	施設の有無	利用人数(人)		
			小学校計	中学校計	計
①	笹山石油店前		1		1
②	磯松公民館待合所	有	5	3	8
③	磯松北口弘南バス停	有	1	1	2
④	脇元南待合所	有	2	3	5
⑤	黒川敏宅前		1		1
⑥	脇元公民館跡地	有		2	2
合計			10	9	19